

【議案4】

解散に伴う残余財産の取扱いについて

第3号議案（「ラグビーワールドカップ2019大阪・花園開催推進委員会」の解散について）が承認された場合において、本委員会が解散するときに有する残余財産については、以下のとおり取り扱うものとする。

1. 残余財産

- ・別紙「備品一覧」のとおり

2. 残余財産の取扱い

- ・東大阪市に対する寄附

ラグビーワールドカップのレガシーとして、今後、試合会場となった東大阪市花園ラグビー場において国際大会等を誘致・開催する際の一助とするため、ラグビーワールドカップ時に設置した備品（残余財産）を、東大阪市花園ラグビー場の所有者である東大阪市に寄附する。

参 考：ラグビーワールドカップ2019™大阪・花園開催推進委員会規約（抜粋）

（残余財産）

第17条 委員会が解散するときに有する残余財産については、会議において審議し、その取扱いを決定する。

(別紙)

備品一覧

No	品名	単価	数量	備考
1	国旗掲揚バトン	7,248,000	1	電動昇降式
2	チームベンチ	461,300	2	
3	記者席、コメンタリーテーブル	183,000	48	2人用
		280,000	15	3人用
4	文字隠し用人工芝	408,870	4	
5	監視制御装置（システム）	2,400,000	2	
		2,320,000	1	監視機能のみ
6	監視カメラ	123,000	20	ドーム型フルHD
		116,000	2	フルHD
		137,000	10	屋外フルHD
		531,000	2	フルHD-PTZ
		639,000	8	屋外フルHD-PTZ
7	空調室内機	511,000	8	南スタンドコンコース
8	空調室外機	6,960,000	1	〃
9	電動ライン引き機	295,600	1	

※大会時、花園ラグビー場で使用した消耗品（観客席 3,175 席、2019 ルーム目隠し用ブラインド 12 個、スタッキングチェア 195 席など）についても、有効活用するため、会場所所有者である東大阪市にあわせて寄附するものとします。